



福島医発第 533 号 (地)
令和 6 年 5 月 14 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の
処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の廃止について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、標記ガイドラインにつきましては、令和 5 年 6 月 29 日付福島医発第 908
号 (地) 等にて貴会宛てご連絡いたしました。

今般、厚生労働省より日本医師会を通じて、COVID-19 については、令和 5 年
5 月に感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年
法律第 114 号) 上の位置づけが五類感染症に変更となり、本年 4 月以降、通常の
医療提供体制に移行し、各種特例措置等が終了となっていることに鑑み、本ガイ
ドラインについては、令和 6 年 5 月 10 日付けで廃止とする旨、連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとと
もに、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

令和 6 年 5 月 10 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会 常任理事
細 川 秀 一
釜 范 敏
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の廃止について（周知依頼）

新型コロナウイルス感染症（以下「COVID19」という。）により亡くなられた方の火葬等については、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和 5 年 4 月 26 日改正）の周知をお願いしてきたところです。（令和 5 年 6 月 21 日付け日医発第 596 号(法安)(健Ⅱ)）

COVID19 については、令和 5 年 5 月に感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の位置づけが五類感染症に変更となり、本年 4 月以降、通常の医療提供体制に移行し、各種特例措置等が終了となっていることに鑑み、今般、本ガイドラインにつきましては、令和 6 年 5 月 10 日付けで廃止とする旨の事務連絡が各都道府県等衛生主管部（局）宛に事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれまして本件についてご了解いただくとともに、貴会管下関係機関等への周知につきましてもご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡

令和 6 年 4 月 26 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の
処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の廃止について（周知依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）により亡くなられた方の火葬等については、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和 2 年 7 月 29 日付け（令和 5 年 4 月 26 日改正）厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生課連名事務連絡別添。以下「ガイドライン」という。）による対応をお願いしてきたところです。

COVID-19 については、令和 5 年 5 月に感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の位置づけが五類感染症に変更となり、本年 4 月以降、通常の医療提供体制に移行し、各種特例措置等が終了となっていることに鑑み、本ガイドラインにつきましては、令和 6 年 5 月 10 日付けで廃止とすることとしました。

本件については、別添の通り各都道府県衛生主管部（局）等に周知しておりますが、貴会におきましても貴会管下関係機関等にご周知の程、よろしく御願い申し上げます。

なお、葬儀業の関係団体に対しては、経済産業省から別途周知しておりますことを申し添えます。

事 務 連 絡

令和 6 年 4 月 26 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の
処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の廃止について（周知）

新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）により亡くなられた方の火葬等については、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和 2 年 7 月 29 日付け（令和 5 年 4 月 26 日改正）厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生課連名事務連絡別添。以下「ガイドライン」という。）による対応をお願いしてきたところです。

COVID-19 については、令和 5 年 5 月に感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の位置づけが五類感染症に変更となり、本年 4 月以降、通常の医療提供体制に移行し、各種特例措置等が終了となっていることに鑑み、ガイドラインにつきましては、令和 6 年 5 月 10 日付けで廃止とすることとしましたので、貴管内の葬儀・火葬関係者、医療機関、高齢者施設及び市町村等の関係者に周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会に対しては別途事務連絡を発出しており、葬儀業の関係団体に対しては、経済産業省から別途周知しておりますことを申し添えます。